

平成 23 年度環境省委託事業
「家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会」設置要綱

平成 23 年 7 月 20 日

(設置)

第 1 条 一般社団法人地球温暖化防止全国ネット(全国地球温暖化防止活動推進センター)(以下「全国ネット」という)は、平成 23 年度環境省委託事業において、家庭部門での地球温暖化対策を推進するための取り組みとして、家庭のエネルギー消費状況の把握と省 CO₂・省エネ対策を提案する「環境コンシェルジュ」制度の構築を目指し、その基盤整備のための事業を進めるため、多方面から当事業の進め方及び今後の制度検討等を行うことを目的に「家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会」を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会(以下「検討会」という。)は、次の事項を所掌する。

- (1)事業の考え方及び進め方に関すること。
- (2)うちエコ診断に関する診断ツールの開発と効果検証に関すること。
- (3)民間企業等による事業の試行実施及び環境コンシェルジュ制度に関すること。
- (4)その他目的達成に必要な事項。

(組織等)

第 3 条 検討会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により選任するとともに、委員長は副委員長を指名する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会)

第 4 条 検討会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、検討会に別表第 1 に掲げる委員及びオブザーバーと、必要と認める委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第 5 条 検討会には必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の座長及び委員は委員長が指名する。
- 3 分科会の座長は、分科会の会務を総理するとともに必要に応じ検討会に報告するものとする。

- 4 座長は、分科会にオブザーバー又は必要と認める委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(旅費、謝金の支給)

第6条 検討会及び分科会の委員には、全国ネットの規程に基づいて旅費及び謝金を支給する。

- 2 検討会及び分科会に、委員長または座長が出席を求めたオブザーバーには、全国ネットの規程に基づいて旅費を支給する。

- 3 検討会及び分科会に、委員長または座長が必要と認めた委員以外の者には、全国ネットの規程に基づいて旅費及び謝金を支給する。

(庶務)

第7条 検討会及び分科会の庶務は、全国ネット事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

平成 23 年度環境省委託事業「家庭エコ診断推進基盤整備推進事業検討会」

委員一覧（案）

区分	氏 名	職 名
委員	大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
委員	金谷 年展	慶応大学大学院政策メディア研究科教授
委員	下田 吉之	大阪大学大学院工学研究科教授
委員	辰巳 菊子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
委員	中上 英俊	(株)住環境計画研究所代表取締役
委員	本藤 祐樹	横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
委員	松尾 雄介	(財)地球環境戦略研究機関政策研究員
委員	三浦 秀一	東北芸術工科大学建築・環境デザイン学科准教授
委員	森口 祐一	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授